

(仮称)第2期生駒市スポーツ推進計画策定支援業務 に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

(仮称)第2期生駒市スポーツ推進計画策定支援業務

(2) 業務の目的

本市では平成22年度に「生駒市スポーツ振興基本計画」を策定し、生駒市のスポーツ振興を図っているが、令和5年度末にその計画期間が終了する。引き続きスポーツ振興、推進を図るため新たに「(仮称)第2期生駒市スポーツ推進計画」の策定する必要がある。

本業務はその計画策定支援を目的とする。ただし、それぞれ国及び県の上位計画及び、令和4年度に実施した市民アンケート調査、施設に関するアンケート調査の結果を踏まえて策定すること。また本計画は、行政だけではなく、体育施設管理者、地域住民、学識経験者などが協働し、策定に取り組むものとする。

(3) 業務内容

計画策定業務、会議の運営に関する業務、関係する他計画の調査に関する業務、パブリックコメントに関する業務、成果品の作成、上記業務における日程調整及びスケジュール管理（別紙仕様書参照）

(4) 業務期間

契約締結日（令和5年6月下旬～7月上旬を予定）～令和6年3月31日

2 業務に要する費用（予定価格）

2,640,000円（税込）

※参考見積書の金額が業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

次に掲げる事項を全て満たす者

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、市に一般競争（指名競争）参加資格審査申請書又は物品・委託業務業者登録申請書（以下「入札参加資格」という。）を提出していることに加え、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 公示日現在から過去5年間において、国又は地方公共団体の発注するスポーツに関する計画策定等について、実績のある者（町村のみでの実績しかない者は除く）
- (2) 公示日現在から受託候補者特定の日まで生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続き開始の申立てをしてい

ないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(7) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和5年5月2日（火）15：00まで（必着）

(2) 提出方法

別添の質問書（様式1）により、電子メール又はFAXにて提出すること。

(3) 回答日

令和5年5月10日（水）14：00頃

(4) 回答方法

市公式ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2） 原本1部

② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本8部

ア 会社概要（様式3）

イ 技術者の概要（様式4）

ウ 業務実績調書（様式5）

エ 担当技術者調書（様式6）

オ 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式7）

- カ 再委託調書（様式8）
 - ※ 再委託する場合のみ提出すること。
 - ※ 再々委託も含め、全て記載すること。
- キ 工程表（様式9）
- ク 企画提案書（任意様式）
- ケ 参考見積書（任意様式）

(2) 作成要領

企画提案書は企画提案書提出届（様式2）を表紙とし、企画提案書（任意様式）とまとめて綴じること。

① 様式等

- ア 企画提案書には事業者名は記入しないこと。
- イ ページ数は企画提案書提出届を除いて10ページ（片面刷り）程度とする。
- ウ 用紙の規格は、A4判縦長を基本とする。
- エ モノクロ、カラーは問わない。

② 記載項目

以下の内容を項目別にわけて記載すること。

- ア （仮称）第2期生駒市スポーツ推進計画の策定方針
- イ 「7 評価基準及び配点」のうち「①業務実績～⑧その他追加提案等」

(3) 提出期限等

- ① 提出期限 令和5年5月18日（木） 17時00分まで（必着）
- ② 提出場所 生駒市役所 生涯学習部 スポーツ振興課（市役所3階）
- ③ 提出方法 持参又は郵送
 - ※ 郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること
 - ※ 持参の場合は、市役所の閉庁日を除く

6 審査方法

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者（5者程度）を選定する。ただし、プロポーザルの提案者が5者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日：令和5年5月下旬予定

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施して再評価し、最も優れている提案者（受託候補者）を特定する。

実施日：令和5年5月下旬～6月上旬

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選考された者のみ、第2次審査の案内を合わせて通知する。

② 第2次審査

審査結果を書面により通知する。

7 評価基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

■ 事業者・見積書 評価基準

審査項目	評価基準	配点
①業務実績	過去5年間の他の自治体での同種（地方スポーツ推進計画等）の受託実績（平成30年度～令和4年度）	5点
②業務実施体制	技術責任者及び担当技術者の配置状況及び実績から、本市との打合せや問合せに的確・迅速に対応でき、円滑で確実な業務を遂行可能と判断できる体制が準備されているか。	10点
③見積金額 （見積金額が予定価格を越えた場合は失格とする）	予定価格（上限：税込2,640,000円）に対する見積金額の比率に応じて加点する。	5点
小計		20点

■ 計画策定 評価基準

審査項目	評価基準	配点
④現状の把握	生駒市の現状及び課題を的確に把握しているか。	10点
⑤現計画の理解度及び関係計画との整合性	生駒市スポーツ推進計画【改訂版】の内容を理解し、本市の関係計画（総合計画、教育大綱等）や国の「第3期スポーツ基本計画」、県の「第2期奈良県スポーツ推進計画」との整合性を図った上での提案内容となっているか。	15点
⑥計画全体の構成等	今後の展開を見越した内容や地域特性に応じた課題を導いているか。 また、社会的ニーズ、時代の状況について理解し、本市の特性に応じた実効性の高い提案となっているか。	15点
⑦会議等の支援	計画策定委員会等の効率的な会議運営支援及びパブリックコメント実施支援についての提案がされているか。	10点
⑧その他追加提案等	検討するにあたり、仕様書に明記されている以外の優れた追加提案や、独自の工夫、計画の独自性が提案されているか。	10点
⑨企画提案の明瞭度、意欲	企画提案書がわかりやすく説得力があり、説明や質問に対する回答が明確でわかりやすいか。また、業務に対する十分な理解度、熱意及び意欲を有しているか。	10点
⑩業務内容の理解度及び提案内容の着眼点	総合的に本業務の目的及び内容等の理解度が高く、提案内容の着眼点が優れているか。	10点
小計		80点
合計		100点

8 日程

公示	令和5年4月25日（火）
質問受付締切	令和5年5月2日（火）15時00分まで
質問回答	令和5年5月10日（水）14時00分頃
企画提案書等受付締切	令和5年5月18日（木）17時00分まで（持参又は郵送）
第1次審査	令和5年5月下旬予定
第2次審査	令和5年5月下旬～6月上旬予定
結果通知	令和5年6月中旬予定
契約締結	令和5年6月下旬～7月上旬予定
業務開始	令和5年7月上旬予定

9 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が「2 業務に要する費用（予定価格）」を超えたもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとするとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の技術責任者及び担当技術者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

12 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市役所 生涯学習部 スポーツ振興課 担当：西・喜多村

〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号

Tel：0743-74-1111（内線3750・3760）

Fax：0743-74-9100

メールアドレス：sports@city.ikoma.lg.jp